

労働総研 ニュース

No.332

2017年11月号

発行 労働運動総合研究所 (略称：労働総研) <http://www.yuiuidori.net/soken/>
 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501
 ☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 Eメール rodo-soken@nifty.com

“有給休暇は死んでから取れる？”——スズキの高収益の“源泉”

太田 泰久

第26回全労連東海北陸ブロック青年部サマーセミナーが9月中旬に開催された。開催地が浜松ということで「スズキの裏側」の話をしてほしい」という依頼を浜松の青年組合員から受けた。スズキを退職して既に13年、「スズキウオッチャー」を自認している自分としては望んでいた依頼である。過去の資料も使ってレジメをつくり、「スズキの光と陰」というタイトルで話をした。

「光の部分」は、業績面でよくあらわれている。日本の企業の稼ぎ高（純利益額）では第33位、売上高営業利益率は自動車メーカー中第2位の8.6%（1位はスバル）とトップクラス。いずれも2017年3月期決算数字である。スズキは発展途上国のインドで販売占拠率47%のトップ、スズキの全利益の半分を稼いでいる。株価も一時6000円を突破しトヨタに次ぐ第2位である。

「陰の部分」として、スズキの発展は労働者の犠牲のうえに成り立っている。他社にはないひどい実態といえる。このことは関係者こそ知っていることであるが、マスコミは取り上げない「裏話」なのかもしれない。

どんな商品も競争他社より外見・性能面で明らかに劣るものは販売競争のスタートに立てない。従ってどのメーカーの製品でも好みを除けば大差ない。企業の儲けの差は、クルマづくりにかけたコストの差にある。スズキの「強さ」はこのコストが、労働者に犠牲を強いることによって他社に比べ低く抑えられている。まず年間平均給与（賃金など）はトヨタの853万円に対しスズキはメーカー最下位643万円である。しかも、他社並みの家族手当は無い、通勤手当は直線距離で計算しマイカー通勤ではガソリン代にも満たない。さらに連結企業全体の非正規従業員の割合は、他社の10%～20%前後にたいしてスズキは39.5%と格段に高い。それだけ人件費が安くなる。さらに労働時間管理は自己申告制でICカードなど客観的記録システムは活用せずサービス残業の温床になっている。過去5回も労働基準監督署の立ち入り調査を受けて未払い賃金を支払うも「やり得」として改善されていない。あげればきりが無い。これがスズキの利益の“源泉”といえる。「働くことは楽しい……有給休暇は死んでから嫌というほどとれるので

すから」（鈴木修会長の著書から）の言葉がスズキの労働者管理の特徴をあらわしている。

労働者のたたかいは少しずつではあるが変化をしている。労働者の要求に依拠して、あきらめることなく要求実現にむかって微力ながら頑張りたい。

(おおた やすひさ・会員)

①	②
“有給休暇は死んでから取れる？” ……太田 泰久 1	
高知県における最賃引上げの経済波及効果について ……田口 朝光 2	
仙台市太白区あすと長町地区における復興公営住宅の日照被害について ……阿部 重憲 6	
研究部会報告ほか …… 8	

高知県における最賃引上げの経済波及効果について

田口 朝光

1. さいしよに

何故、最低賃金（以下最賃）引き上げの経済波及効果を試算しようと思ったのか。

高知の夏の祭典、よさこい祭り。祭りが終わると商工会議所などが、経済波及効果の試算を発表する。毎年80億円を超える。「オーツ、これはスゴイ」と詳しいことは分からなくとも思ってしまう。

ところが、毎年の最賃の引き上げは、近年でこそ時給で20円程度だが、それまでは数円の時期も続いた。例え20円であっても「オーツ」とはならない。「しょぼい」感じがするのだ。それもそのはず、1日8時間働いて160円。いかにもという金額。

それに加えて、経営側が「最賃が上がると潰れる企業も出る」「そうなったら失業者が増える」とか主張するのだから、なおさら「これで生活が楽になる」との実感は持てない。

毎年の最賃審議会では、労働側が生計費に見合う大幅引上げを主張、使用者側は支払い能力がないと引き上げの困難さを主張。結局は、中央最賃審議会の引き上げ目安で不満を残しながら落ち着く。こう着状態。しょぼくて、こう着した状況を何とかしたかった、その契機に最賃引上げの経済波及効果の試算がなるのではないかということがきっかけであった。

2. コンビニ調査など高知県労連のこの間の取組み

これまで高知県労連として最賃体験、生活保護との比較、最低生計費調査（2012年）、コンビニ実態調査（2016年）などを使い最賃の水準の低さ、生計費との不均等について問題点を指摘し、大幅引き上げの必要性を訴えてきた。

このうちコンビニ調査は、県労連が事務局を務める高知県食健連（食料と健康、地域を守る高知県連絡会）の調査である。調査以前に県労連として、「ぎりぎり経営している企業はつぶれる」との経営側の主張に対して、「それはむしろ担い手の高齢化や設備の老朽化など個別の問題。最賃にまつわる基本問題は、コンビニなどフランチャイズ店での最賃近傍での低賃金労働だ」と主張してきた。その流れでの調査でもあった。

その結果明らかになったことは、コンビニのビジネスモデルのあり方。当初、コンビニも売り上げの拡大を通じた利益拡大のモデルであろうと思っていた。しかし、コンビニの利益の源泉は、①フランチャイズ料、②安価な商品卸しに伴う利益、③低賃金労働であるということが分かった。売り上げは最終目的ではなく、フランチャイズ店を増やすための副次的な目的。フランチャイズ料は、売り上げが増えるごとに逆に上がって行く。これら3つの源泉を通じて、高知県内からお金が県外に吸い上げられて行く。

この調査結果を基に、最賃引上げはそのお金の流れを多少でも食い止める大きな手段であると主張した。

昨年来、最賃の低さと都市部との格差拡大が人口流出につながり、地域経済の低迷の原因になっていると主張してきている。高知県では現在、年間5千人が生まれ、1万人が亡くなり、2千5百人が県外に流出し、差引き毎年7千5百の人口減少となっている。その人口流出と最賃の高低に相関関係があるという主張である。これまで全労連作成の都道府県ごとの最賃の折れ線グラフと人口の社会増減の棒グラフとの2軸グラフで説明してきた。

それをより具体的に訴えるために、人口移動分析と最賃引上げによる経済波及効果の試算を試みた。

3. 人口移動分析

人口移動分析は、H22年の国政調査時点で高知県内にいた人がH27年の国勢調査の時点でどこに住んでいるかというもの。

その結果は、思ったよりは複雑であった。当初は、最賃の一番高い首都圏に大量に流れていると言ったイメージであったが、関西圏(京都、大阪、兵庫)への移動(6450人)が、首都圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)への移動(5093)を上回っていた。そして意外だったのが、四国の他の3県への移動が思いのほか多かったこと(8697)。かつ、最賃が一番高い香川県ではなく、愛媛、香川、徳島の順になっていたこと。

更に、意外だったのが、県内の他の自治体への移動が3万2349人と圧倒的に多かったことだ。県内の移動先で一番大きいのは、高知市、続いて南国市、香南市、四万十市、香美市の順となっている。各自治体の移動先順位を見ると、全体の傾向を示しているだけでなく、ある一定、近隣の中核的自治体への移動傾向も読み取れる。

高知県は「一藩一県」「一県一お城下」であり、人口の4割強が高知市に集中している。人口移

動で見ると、都市部への移動の6割は高知市からである。高知市は、そういう意味では「人口ダム」の役割を果たしておらず、むしろ「人口放出機能」を持っていると言える。ここに来て、高知市と県下の他のすべての自治体との中枢連携都市構想が進められようとしている。疑問を抱かざるを得ない。

ここから言えることは、最賃の高低が人口移動に直接影響を与えているというより、それと関連する賃金水準、仕事の有無、生活・住・文化環境、出身地や親族関係等複雑に絡んでいるということ。

しかし、最賃とそれに規定される賃金水準が、大きな要素となっていることは間違いない。かつ、県内移動が多いということは、最賃を引き上げて賃金を底上げすれば、もう少し県内で頑張ってみようという人を増やすことができると思われる。

その賃金の底上げを図るのが最賃の大幅引上げであり、全国一律の最賃制度である。その経済波及効果を次に試算した。

4. 最賃引上げによる経済波及効果

ねらい

経済波及効果の試算は、高知県の統計課がWEB上で提供している産業連関表を使って行った。しかし、なかなか複雑で、統計課の担当者聞いて何度もやり取りしながら仕上げた。

7月25日に人口移動分析と一緒に県庁記者室で記者発表をし、8月2日に地質で意見陳述を行った。

この経済波及効果の試算を通して、何よりも、最賃の引き上げで経済が「縮む」のではなく「拡大する」という発想の転換の切っ掛けにしたかった。

そこから更に、それが人口の社会減を抑制し、

県内経済を底上げし元気にするという認識の一致につながれば、最賃審議会での論議も公労使が同じ土俵の上で論議できることにつながる。そのことを地賃での意見陳述でも強調した。

その認識の一致が出来れば、賃金引き上げをスムーズに行えるよう、また、雇用増につながるよう中小企業への抜本的な支援策をどう具体化するのかの議論に移る。

具体的な試算

試算結果は、別表の通りである。具体的な試算手順は次の通りである。

○2016年の高知地方最低賃金額715円を800円、1000円、1500円に引き上げた場合の高知県内における経済波及効果を試算した。

○その場合の引き上げ対象労働者数、必要賃上げ原資は、「賃金構造基本統計調査特別集計」(2017年、高知分)を使用した。

500円から10円刻みで対象労働者数を計上しており、500～510円未満は172人、510～520円未満は54人…790～800円未満は1298人となっている。必要賃上げ原資は、800円の場合(800-500)×172+(800-510)×54・・・+(800-790)×1298で求めた。

年間の必要賃上げ原資は、これに年間労働時間をかけて求めた。年間労働時間は、「毎月勤労者統計2016年報(2015年平均)」の高知分を使用した。都道府県、産業別1人平均月間実労働時間数(事業所規模5人以上)の高知県分は、151.6時間。これに12を掛けて1819.2時間を用いた。

○雇業者に占める引き上げ対象者の割合を求める場合の労働者数は、2015年国勢調査の役員を除く雇業者数22万1855人を使用した。

○消費需要増加額は、年間必要賃上げ原資額に平均消費性向をかけて求めた。その場合の平均消費性向は、「2015年家計調査(全国)」年間収入五分位階級別二人以上勤労者世帯の第一分位から求めた(五分位階級別の県版の資料がないため全国数値を使用した)。消費支出19万6333円÷勤め先収入21万9167円=0.896となる。(県の産業連関表では需要転化率0.544841を使用している。2015年の高知市の消費性向は0.667となっている)

○県内生産増加額は、消費需要増加額に生産誘発係数(H23年高知県産業連関表 統合中分類2-5最終需要項目別生産誘発係数40部門 民間消費支出)0.921029を掛けて求めた。

○雇業者所得増加額は、雇用誘発係数(同上連関表 統合中分類 2-2 投入係数表 40部門雇業者所得)0.311018を掛けて求めた。

○雇業者所得増に伴う消費需要増加額は、消費性向0.896を掛けて求めた。

○その消費増に伴う生産増加額は、生産誘発係数0.921029を掛けて求めた。

○間接第1次、間接第2次の生産増加額を足し、それに雇用係数(同上連関表 雇用表40部門従業者総数÷県内生産額)0.092743を掛けて雇業者誘発数を求めた。

○粗付加価値増加額は、当初需要額に間接消費需要増加額の合計額に粗付加価値係数(同上連

別表			当初需要額		直接効果+ 間接1次効果 A		間接2次 効果 B		直接間接効果 A+B			
最低賃金 引き上げ 額	引き上げ 対象者数	雇業者に 占める割合	必要原資	消費需要増 加額	県内生産増 加額	雇業者所 得増	消費需要 増加額	県内生産 増額	生産誘発合 計額	雇業者誘発 数	粗付加価値 増加額	地方税増収額
	人	%	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
800円	20,084	9	2,763	2,476	2,281	709	636	585	2,866	266	1,826	52
1000円	48,927	22	16,105	14,430	13,291	4,134	3,704	3,411	16,702	1,549	10,644	303
1500円	97,177	44	85,321	76,448	70,410	21,899	19,621	18,072	88,482	8,206	56,390	1,556

関表 統合中分類2-8 最終需要項目別粗付加価値誘発係数 40部門 民間消費支出) 0.586973を掛けて求めた。

○地方税増収額は、粗付加価値増加額に2014年度の県税収入667.8億円(高知県普通会計決算見込み)を2014年度の県内総生産2兆3495億円(県民経済計算 名目)で割った数値0.02842を掛けて求めた。

5. 社会的合意形成の取組み

人口分析、最賃引上げの経済波及効果から導き出される結論は、最賃の大幅引き上げは、地域の購買力を押し上げ、地域を元気にするということ。

全国一律最低賃金制度の創設は、ならし効果により、それが規制する平均賃金の格差の縮小が期待できる。

これによって間接的に人口流出を抑制する効果が期待できると言える。

次に問題になるのが、それをやるのは各企業。そこに引き上げの体力があるのか、引き上げの環境があるのかということ。当然、企業努力だけでは困難さを伴う。そこで、抜本的で有効な中小企業支援策の検討が求められる。

そこで県労連として経営者、経営者団体との懇談活動を行っている。これまで、ビルメンテナンスの中堅企業の四国管財の中澤精一社長、地元スーパーのサンシャインチェーンの町田博章常務、同じく地元スーパーのサニーマートの中村彰宏社長、県経営者協会の長瀧正隆専務、土佐経済同友会の吉澤文次郎代表幹事らとの懇談を進めてきた。

県労連からは、現在の支援制度は労働者ではなく企業への支援策であり、かつ、生産性向上が条件となっている。この条件が付くことにより、労働者の利益が企業に吸収されたり、その

企業の親企業に(例えば単価切り下げという形で)吸収されたりしてしまう危険性があると指摘した。

まずは、賃金引き上げや処遇の改善に対する助成と生産性向上に対する助成とを切り分けることが必要である。前者については、労働者へ直接的に支援する仕組みが必要だと指摘した。

企業支援についても生産性向上とは切り離して行うことが必要である。そうでないと結局、人材系の企業やオフィスメーカーに助成金や利益が吸収されてしまう危険性が生じると指摘した。賃金引き上げに必要な資金の無担保無利子の融資。賃金引き上げに伴い増加する社会保険料負担分の軽減措置。税制上の優遇措置等を生産性向上と切り離して行うことが重要。

また、「下請中小企業振興法」、「下請代金支払遅延等防止法」等の厳格な適用や更なる厳格化も課題です。適正な価格転嫁の確保も重要であると述べた。

これらの懇談を通じて感じたことは、「どの経営者も労働者にできるだけ高い賃金を支払いたいと考えている」、しかし、「激しい価格競争の中で利益を削り、人件費の抑制を強いられている」ということ。

全国一律1000円以上となると、フランチャイズ店だけではなく、広範な県内の中小企業が対象になることも再認識させられた。サービス業だけではなく、これまで接触が少なかった2次、3次下請けの製造業の町工場。大変厳しい実態にある。

経営者協会の長瀧専務からは、過当な競争の中で価格転嫁の仕組み作りは、難しいと感じている。現行の補助制度を見直し、改善点を洗い出したい、と表明があった。懇談では、県経済の浮揚、流通システムの問題点、人口減少の中で地域の振興など幅広い議論をした。

これらの取組みを通じて、全労連が提起している全国一律最賃制度実現のための政策の豊富

化、世論作りに貢献して行きたい。

(たぐち ともみつ・高知県労働組合連合会執行委員長)

仙台市太白区あすと長町地区における復興公営住宅の日照被害について

阿部重憲

東日本大震災後から5年を経て、やっとの思いで入居した復興公営住宅の入居者が、再び人権軽視の復興を象徴するような過酷な現実に見舞われている。いま、その復興公営住宅（名称；あすと長町復興公営住宅、161戸、14階建）の南側と東側の敷地に大規模マンションが建設・着工され、入居者はこの二棟の“谷間”に沈もうとしている。

復興公営住宅入居者が、南側の敷地への大規模マンション建設計画を知ったのは、2015年4月の入居直後だ。仙台市は、入居前に同マンションの建設計画を復興公営住宅の入口に掲示したとしているが、引越し等に迫られる入居者に事の重大さを認識する間などある訳がない。計画の説明もせず、実質的には事後告知だ。大規模

マンションの規模は、高さが復興公営住宅の約2倍の80mで24階建、345戸。着工後の説明会（2015年12月）では、この北側の復興公営住宅の窓側（南側）面積の約3割が日照時間3時間以下で、1時間がやっという住戸もあるということであった。工事の進捗とともに入居者の「布団が干せない」、「部屋の電灯は点けたまま」、「空が見えない」などの深刻な訴えが広がった。

さらに2016年11月には、日照被害の拡大に追い打ちをかけるように東側敷地の大規模マンション建設計画が明らかになった。ディベロッパーによる説明会が2回行われたが「商業地域としての基準を守った計画」であると、入居者（被災者）の健康のための最低限の願い（住戸の採光環境改善の要求）をよそに着工した。

そして驚きは、この復興公営住宅（公募買取事業方式；注1）の事業者と南側及び東側敷地のディベロッパーが同一だということだ。言うまでもなく復興公営住宅と南側の大規模マンションの開発は、一体的に計画された可能性が大だ。これらの開発前の敷地は一つであり、民間ディベロッパーとしては、まず敷地全体の事業収益を最大限確保することが課題となる。敷地の南側は、隣接する街区全体が大規模公園として整備されており、ここで可能な限りの収益を確保（高密度開発）し、そして敷地北側をど



中央の白い建物があすと長町復興公営住宅

うするかが問題となる。そこで着目したのが復興公営住宅公募買取事業だ。何と言ってもこの方式は、通常のマンション開発事業とは大きく異なり、事前に市の買取が決まっているので販売経費と販売リスクを抑えることが出来、買取額も高い。その戸当たり単価は、各地区とも2,000万円超であった。また都市計画は商業地域であり、法的には日影規制の対象とはならず、まさに濡れ手で粟の構図だ。さらに土地区画整理事業によるインフラ整備や都市再生緊急整備地域の指定による様々な緩和措置（なお、2017年8月指定解除）等、ショックドクトリンの“舞台”として最高の条件が整っていた。その上での復興による大量の住宅需要である。既に東日本大震災発生直後から、当地区における大手ディベロッパーの“暗躍”（土地取得）が取りざたされていた。

■大規模開発を推進する仙台市が、問題となる建設計画を「復興公営住宅完成直前に知った」ということは有り得ない

現在、あすと長町地区では、問題になっている件も含め、分譲戸数300戸～500戸／棟の大規模マンションが数棟あり、直近のケースでは明らかに環境アセスメント（大規模建築物の場合高さ100m又は延べ面積5万㎡以上）逃れの大規模マンションも有り、ショックドクトリン下の激烈な販売競争が繰り広げられている。

当地区は、1987年の国鉄分割民営化により貨物ヤード跡地開発として、宮城県と仙台市が計画を進め、土地区画整理事業（82.0ha）の実施を住宅・都市整備公団（現在のUR都市機構）に要請したもので、事業としては2016年6月に完了している。当初の地区の「まちづくり基本方針（2002.4）」は、「環境共生や市民生活の質を重視した市街地形成等」を目指す「にぎわい・

くらしーヒューマンスケールの新環境都市」であった。しかし、民間投資に焦点を定めた都市再生特別措置法（2004年4月制定）による都市再生緊急整備地域指定（名称；「仙台長町駅東地域」。2017年8月指定解除）により、かかげた目標は事実上棄却され、まちづくりを具体化する「全体計画」では、まさに現在進められているような超高密度・大規模マンションの立地誘導が打出されている（注2）。高容積率（500%超）指定を行ったのもこれを受けてだ。従って今回の復興公営住宅の日影問題は、必然的な出来事だ。加えて、本来良好な市街地形成を誘導するためのルールである「あすと長町中央地区計画」（仙台市条例）の内容は、建物敷地の最低限度を2,000㎡と定め、建物の高さの最高限度の制限（45m）も一部メイン道路沿いの幅20mのみで、それを避ければ建物のボリュームは青天井だ。このように全体としては超高密度・大規模開発大歓迎のシナリオだ。当然、仙台市は前もって大規模マンションの計画段階で関連情報を全て入手できる立場だ。個々の開発に関わるプレス発表は言うに及ばず、土地区画整理事業の保留地処分時には土地を取得した民間ディベロッパーも知り得る（東側の大規模マンション）。既に復興公営住宅の公募買取事業者の決定時には、周辺状況のすべてを把握していたはずだ。

■仙台市の「あすと長町復興公営住宅に生じる日影は受忍の範囲内」という決めつけは、自らの責任の放棄と、『仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例』自体の否定だ

仙台市は「受忍限度」を口にする前に「仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」（「(略称)市紛争予防条例」、以下、同条例）が機能していない事を認識すべきだ。まず、なぜ「(略称)市紛争予防条例」が

制定されたのか(注3)。言うまでもなく、現在の建築基準法では「受忍の範囲内」という相隣環境の「保全及び形成」が不可能なために紛争に至るからだ(同条例第1条目的)。同条例のポイントである「受忍の範囲内」というのは、当事者間の合意形成のプロセスそのものなのだ。つまり、①建築計画の周知手続(同条例第3章)(特に計画の説明(第12条))と②あっせん(第5章)、③調停(第6章)のプロセスが正当なのかどうか問われているのである。さらに同条例を運用する側の市長(行政)のイニシアティブ・責任は曖昧で、手続(プロセス)の入口の計画の周知では、説明の方法も建築主・事業者(今回の場合は、大規模マンション開発のディベロッパー)まかせ、住民説明会開催に至っては、“正当な理由”があればその回避も可能であるかの

ような“ルールなきルール”だ。さらに大問題なのは、市ウェブサイトの同条例紹介のQ&Aで、同条例によるあっせん・調停と建築確認申請は別で、日影も法律で決められており、「日照権(日照障害)は裁判で」とも受け取ることができるような表現だ。まさに門前払い、倫理欠如以外何ものでもない。

このような投資ビジネス優先、持続不可能な大規模開発による住環境の破壊が続けば都市はどうか、火を見るより明らかだ。終の棲家・生きるための復興公営住宅の住環境を求める入居者と市民の運動は続く。市民の市民による市民のための都市・生活環境を求めて。

(あべ しげのり・都市プランナー/東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター世話人)

(注1) 仙台市の復興公営住宅の整備戸数は3,206戸であり、内半数に当たる1,694戸、16団地が公募買取事業による。導入の理由は、行政側のマンパワー不足の解消や事業期間の短縮等。

(注2) 「仙塩広域都市計画事業 仙台市あすと長町土地区画整理事業誌」(仙台市、独立行政法人都市再生機構発行)参照。

(注3) 「仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の詳細については、仙台市ホームページ。

研究部会報告

・中小企業問題研究部会(公開)(9月20日)

「国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言」について、中小企業家同友会全国協議会の斎藤一隆氏の報告を受けて質疑討論した。2017年版の「重点要望・提言」は全7項目あり、全体の概略の報告を受け、特に雇用・労働に係る項目について詳しい説明を受けた。③「地域で仕事をつくりだすための支援強化」では、トライアル発注制度の拡充、海外展開・進出・撤退の相談組織の構築、④「安心して働ける社会保障・労働環境の整備」では、協会けんぽへの国庫負担率の引上げ、中小の負担軽減、労働時間短縮のために下請取引等の適正化、⑤「中小企業憲章に基づく教育環境の重視、就職活動のルール」では、教師・生徒が中小

の現場で研修・体験することや、職業訓練と失業給付制度の充実を求めている。質疑討論では、現段階で中小経営者が抱えている問題点の把握、人手不足への対応、地域の中小企業を育てる金融・融資の在り方、時給1500円に向けて経営者の考えと支援策などについて、中同協の考えを聞き意見交換した。

10月の研究活動

10月6・30日 労働組合研究部会

10月の事務局日誌

10月3日 企画委員会

17日 自交総連大会へメッセージ

21日 第5回常任理事会